

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。  
 (注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前																				
(273 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)	(273 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)																				
源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書	源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書																				
<input type="checkbox"/> 第 198 条第 2 項 (給与等関係) 所得税法 <input type="checkbox"/> 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) (に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。 <input type="checkbox"/> 第 203 条の 5 第 5 項 (公的年金等関係)	<input type="checkbox"/> 第 198 条第 2 項 (給与等関係) 所得税法 <input type="checkbox"/> 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) (に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。 <input type="checkbox"/> 第 203 条の 5 第 5 項 (公的年金等関係)																				
電磁的方法の種類 次の 1 又は 2 の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって複製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。	電磁的方法の種類 次の 1 又は 2 の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって複製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。																				
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容 次の 1 又は 2 の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (ID) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が 1 記 2 に該当する場合には、その用いる識別符号 (ID) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた 10 桁の英数字)	電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容 次の 1 又は 2 の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (ID) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が 1 記 2 に該当する場合には、その用いる識別符号 (ID) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた 10 桁の英数字)																				
その他参考事項	その他参考事項																				
税 理 士 署 名 押 印	税 理 士 署 名 押 印																				
<table border="1"> <tr> <td>※税務署 処理欄</td> <td>部門</td> <td>決算 期</td> <td>業務 番号</td> <td>番号</td> <td>入力</td> <td>名簿</td> <td>通 信 日付印</td> <td>年 月 日</td> <td>郵 留 印</td> </tr> </table> 30.01 改正	※税務署 処理欄	部門	決算 期	業務 番号	番号	入力	名簿	通 信 日付印	年 月 日	郵 留 印	<table border="1"> <tr> <td>※税務署 処理欄</td> <td>部門</td> <td>決算 期</td> <td>業務 番号</td> <td>番号</td> <td>入力</td> <td>名簿</td> <td>通 信 日付印</td> <td>年 月 日</td> <td>郵 留 印</td> </tr> </table> 29.06 改正	※税務署 処理欄	部門	決算 期	業務 番号	番号	入力	名簿	通 信 日付印	年 月 日	郵 留 印
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業務 番号	番号	入力	名簿	通 信 日付印	年 月 日	郵 留 印												
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業務 番号	番号	入力	名簿	通 信 日付印	年 月 日	郵 留 印												

改正後	改正前
<p>(273 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書(以下「申告書」といいます。)に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等(以下「給与等」といいます。)の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供(以下「電磁的方法による提供」といいます。)を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>(注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <p>① 所得税法第198条第2項の規定によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の扶養控除等申告書(所法194)</li> <li>・ 従たる給与についての扶養控除等申告書(所法195)</li> <li>・ 給与所得者の配偶者控除等申告書(所法195の2)</li> <li>・ 給与所得者の保険料控除申告書(所法196)</li> </ul> <p>② 所得税法第203条第4項の規定によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職所得の受給に関する申告書(所法203)</li> </ul> <p>③ 所得税法第203条の5第5項の規定によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所法203の5)</li> </ul> <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>(注) この申請書を提出した月の翌末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <p>① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置</p> <p>② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置</p> <p>③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置</p> <p>2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付してください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第29条第2号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(273 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書(以下「申告書」といいます。)に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等(以下「給与等」といいます。)の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供(以下「電磁的方法による提供」といいます。)を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>(注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <p>① 所得税法第198条第2項の規定によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の扶養控除等申告書(所法194)</li> <li>・ 従たる給与についての扶養控除等申告書(所法195)</li> <li>・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書(所法195の2)</li> <li>・ 給与所得者の保険料控除申告書(所法196)</li> </ul> <p>② 所得税法第203条第4項の規定によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職所得の受給に関する申告書(所法203)</li> </ul> <p>③ 所得税法第203条の5第5項の規定によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所法203の5)</li> </ul> <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>(注) この申請書を提出した月の翌末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <p>① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置</p> <p>② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置</p> <p>③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置</p> <p>2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付してください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第29条第2号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

様式 17-ラトビア共和国 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国)  
 Form 17- the Republic of Latvia ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Republic of Latvia)  
 記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
 See separate instructions.

(新 設)

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項:  
 Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention  
 日本国とラトビア共和国との間の租税条約第 22 条第 1 項から第 7 項  
 The Income Tax Convention between Japan and the Republic of Latvia, paragraph 1 to paragraph 7 of Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称:  
 Full name of Resident

	居住地域の税務当局が発行した居住者証明書を添付してください。(注 5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	--

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項:  
 AからCの順に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に $\checkmark$ 印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注 6)  
 In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No". If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note6)

A

(1) 個人 Individual	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No						
(2) 適格政府機関 (注 7) Qualified Governmental Entity (Note7)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No						
(3) 公開会社 (注 8) Publicly Traded Company (Note8)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange</td> <td style="width: 50%;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code				
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code						
(4) 年金基金 (注 9) Pension Fund (Note9)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No						
(特典の申請が行われる課税年度の開始の時に於いて、その受益者、構成員又は参加者の 50%以上が日本又はラトビア共和国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%以上が、日本又はラトビア共和国の居住者である個人である事例を記入してください) (The "Pension Fund" is limited to the fund which is as of the beginning of the taxable year for which the claim to the benefit is made, at least 50% of its beneficiaries, members or participants are individuals who are residents of Japan or the Republic of Latvia. Please provide details below showing that at least 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either Japan or the Republic of Latvia.)							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">設立等の根拠法令 Law for Establishment</td> <td style="width: 50%;">非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		設立等の根拠法令 Law for Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption				
設立等の根拠法令 Law for Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption						
(5) 公益団体 (注 10) Public Service Organization (Note10)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">設立等の根拠法令 Law for Establishment</td> <td style="width: 33%;">設立の目的 Purpose of Establishment</td> <td style="width: 33%;">非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		設立等の根拠法令 Law for Establishment	設立の目的 Purpose of Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption			
設立等の根拠法令 Law for Establishment	設立の目的 Purpose of Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption					

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。 If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

B

(2) 個人以外の者  
 Person other than an Individual 該当 Yes . 非該当 No  
 (「個人以外の者」の場合、Aの(1)から(5)までの者である日本又はラトビア共和国の居住者が、間接権その他の受益に関する持分の 50%以上を直接又は間接的に所有するものに限ります。(注 11))  
 The "Person other than an individual" is limited to a person, where residents of Japan or the Republic of Latvia who fall under (1),(2),(3),(4) or (5) of A own, either directly or indirectly, at least 50% of the voting power or other beneficial interests of the person. (Note11)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主等の居住国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	A の番号 Number in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				( 5)



改正後

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

D 国税庁長官の認定:

Determination by the NTA Commissioner

国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。  
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of authorization 年 月 日

・認定を受けた所得の種類  
Type of income for which the authorization was received

改正前

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

(新設)

改正後

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

様式 17-ラトビア共和国  
FORM - the Republic of Latvia

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE"

注 意 事 項

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項の対象となる規定の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、届出書を省略することができます。付表事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとするラトビア共和国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に変更がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。 定期間は、それぞれ次のとおりです。  
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年  
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利息、私蔵品以外の社債の利息、預貯金の利息、上場株式の配当などの特定利益配当等である場合、既に受取済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に変更があるときを除き、その所得についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に変更が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に添付するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表を添付することができます。

5 所得の支払者に居住者が明書(提示の日前1年以内に作成されたものに限り)を提出し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます。(租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15))にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)

この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に① 確認をした旨(例:届出書から漏れたあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、② 確認者の氏名(住所)、③ 居住者証明書の提示を受けた日及び④ 居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の口欄には、該当する項目について印を付けてください。  
租税条約の適用を受ける者が「3」のA~Dのいずれかに該当する場合には、D・ラトビア租税条約の適用を受けることができます(なお、B(2)又はCに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、D・ラトビア租税条約の適用を受けることができます。また、D・ラトビア租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

7 適格政府機関とは、① ラトビア共和国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は② ラトビア銀行をいいます。

【裏面に続きます。】

改正前

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

(新 設)

Submission of the Attachment Form

1 If you apply for an article that is subject to the limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.) (Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the "application form for LOB convention".)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:  
If any line of A of Section 3 applies: 3 years  
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3 If the income for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already received, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted along with the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5 In the case that recipient of the income presents his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the presentation) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese-Source Income)" (Form 15)), the residency certification must be appended to this attachment form).

In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter the following information into the column "Others" of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been presented residency certification by the recipient"; ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is presented; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6 Applicable boxes must be checked.  
If any of A through D in 3 applies, the benefits of the Japan - Latvia Income Tax Convention will be granted. (If B(2) or C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in B(2) or C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of the Japan - Latvia Income Tax Convention must be satisfied.)

7 "Qualified Governmental Entity" means ① the government of the Republic of Latvia, any political subdivision or local authority thereof; ② the Bank of Latvia (Latvian Bank).

【Continue on the reverse】

改正後

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

- 8 公開会社とは、その主たる種類の株式が、一又は以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日・ラトビア租税条約の協定、公認の有価証券市場とは、① 日本国の金融商品取引法(昭和23年法律第81号)に基づき定められた有価証券市場、② 金融商品取引法に附する施行令(指令第2992、92、93、94及び指令第2011、81、82)を改正する2014年5月15日付けの欧州議会・関係理事会指令2014/65/EU(改正を含みます)、又は同指令を承認する指令に従って規制される市場、③ 香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所、及び④ 両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。
- 9 年金基金とは、次の①、②及び③の要件を満たす者をいいます。
  - ① ラトビア共和国の法令に基づいて設立されること。
  - ② 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営すること。
  - ③ ②の活動に関して取得する所得についてラトビア共和国において租税を免除されること。
- 10 公益団体とは、ラトビア共和国の法令に基づいて設立された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他の公益の目的のために運営されるものをいいます(ラトビア共和国の法令において、所得の一部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります)。設立趣書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなども構いません)を添付してください。
- 11 「Bの(a)」又は「Bの(b)」の要件を満たすかどうかは、その所得の支払が行われる日(配当の場合は、その配当の支払を受ける者が特定される日)を含む12か月の期間を通じて、判定します。なお、「年月日現在の株式等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の形式に記載し添付してください。
- 12 同等受益者とは、日本に対して日・ラトビア租税条約の特典を申請する所得について、日本の法令、日・ラトビア租税条約又は他の同様の条約に基き、日本により認められる特典(日・ラトビア租税条約に基き、その所得について認められる特典と同等であるものに限ります)を受ける権利を有する者をいいます。
- 13 持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が75%以上に達したときには、その他の株主については記載する必要はありません。
- 14 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など)一定の要件を満たすものを含みます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなただの居住国において行う事業はあなたが居住国において行う事業とされます。
- 15 「Cの(a)」の「自己の確定のために投資を行い、又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えは、自己の利益において、配当等の利益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。
- 16 「Cの(b)」の「所得がラトビア共和国において従事している事業に間接し、又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の発生となる活動がラトビア共和国において従事している事業そのものである場合や、その活動がラトビア共和国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。
- 17 「Cの(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価値、所得額等からみてそのが作期間において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて格段である場合や、事業全体の貢献度からみて居住国での活動の貢献度がほとんどない場合には、この条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

改正前

(341-2 特典条項に関する付表 (ラトビア共和国))

(新設)

- 8 A "Publicly Traded Company" means a company whose principal class of shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges. In the case of the Japan - Latvia Income Tax Convention, "Recognised Stock Exchange" means ① any stock exchange established under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan; ② any regulated market pursuant to the Directive 2014/65/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU (as amended) or any successor Directive; ③ Hong Kong Exchanges and Clearing, the NASDAQ System, the New York Stock Exchange, Singapore Exchange, SIX Swiss Exchange and the Taiwan Stock Exchange; and ④ any other stock exchange which the competent authorities of the Contracting States agree to recognise.
- 9 A "Pension Fund "means any person that is: ① established under the laws of the Republic of Latvia; ② operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds; and ③ exempt from tax in the Republic of Latvia with respect to income derived from the activities described in ②.
- 10 A "Public Service Organization" refers to a person established under the laws of the Republic of Latvia and operated exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose, only if all or part of its income may be exempt from tax under the laws of the Republic of Latvia. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.
- 11 Whether the condition stated in (1) of B or (2)(b) of B is satisfied is tested for the 12 month period which includes the date of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividends is determined). In "State of Shareholders etc. as of (date)", please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the "Indirect ownership" box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.
- 12 A "equivalent beneficiaries" means any person who would be entitled to a benefit, with respect to the item of income in respect of which the benefit of this Convention is claimed to Japan, granted by Japan under the law of Japan, this Convention or any other international instrument, provided that such benefit is equivalent to the benefit to be granted to that item of income under the Convention.
- 13 Please fill in shareholders information in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.
- 14 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business conducted in that country.
- 15 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C means a business which has the nature of investment such as a business merely acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident's own account.
- 16 "An item of income that is derived in connection with or is incidental to that business in the Republic of Latvia" in (b) of C means an income derived from activities which themselves constitute the business in the Republic of Latvia, or which are conducted as part of the business in the Republic of Latvia.
- 17 "Substantial in relation to the business conducted in Japan" in (c) of C refers to an additional condition if you derive income from a business conducted in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.